

議案第19号

二宮町都市公園条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月27日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

都市公園法施行令の一部改正により、政令の基準を参酌して新たに運動施設率を定めるとともに、有料公園施設の使用料を無料化することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町都市公園条例の一部を改正する条例

二宮町都市公園条例（昭和55年二宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の5の見出しを「（公園施設の建築面積等）」に改め、同条に次の1項を加える。

6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第5条の2を削る。

第10条第1項各号中「別表2」を「別表」に改める。

第10条の2を削る。

別表1を削る。

別表2第4項を削り、同表を別表とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

二宮町都市公園条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(公園施設の建築面積等)</u></p> <p>第1条の5 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 都市公園を使用する者は、次の各号に掲げる使用の区分により、それぞれ当該各号に定めるところによる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 公園施設を設置し、又は管理して都市公園を使用する場合、<u>別表</u>に掲げる区分により同表で定める額</p> <p>(2) 次号で規定する場合を除き、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設置し、都市公園を占有する場合、<u>別表</u>に掲げる区分により同表で定める額</p> <p>(3) 第4条第1項各号に掲げる行為をして都市公園を使用する場合、<u>別表</u>に掲げる区分により同表で定める額</p> <p>2・3 (略)</p>	<p><u>(公園施設の建築面積の基準)</u></p> <p>第1条の5 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>(有料公園施設)</u></p> <p><u>第5条の2 町が管理する公園施設のうち、有料の公園施設（以下「有料公園施設」という。）は別表1に掲げる施設とする。</u></p> <p><u>2 有料公園施設の利用に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 都市公園を使用する者は、次の各号に掲げる使用の区分により、それぞれ当該各号に定めるところによる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 公園施設を設置し、又は管理して都市公園を使用する場合、<u>別表2</u>に掲げる区分により同表で定める額</p> <p>(2) 次号で規定する場合を除き、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設置し、都市公園を占有する場合、<u>別表2</u>に掲げる区分により同表で定める額</p> <p>(3) 第4条第1項各号に掲げる行為をして都市公園を使用する場合、<u>別表2</u>に掲げる区分により同表で定める額</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>第10条の2 有料公園施設を利用しようとする者は、別表2に定める額の使用料を納付しなければならない。</u></p>

改正後	改正前												
<p>別表 (第10条第1項関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>別表1 (第5条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="1133 344 2128 434"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 344 1451 389">公園名</th> <th data-bbox="1453 344 2128 389">施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 391 1451 434">吾妻山公園</td> <td data-bbox="1453 391 2128 434">ローラーすべり台</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 (第10条第1項関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第10条の2の場合の使用料</p> <table border="1" data-bbox="1133 810 2128 909"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 810 1456 863">公園名</th> <th data-bbox="1458 810 1724 863">区分</th> <th data-bbox="1727 810 1933 863">単位</th> <th data-bbox="1935 810 2128 863">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 865 1456 909">吾妻山公園</td> <td data-bbox="1458 865 1724 909">ローラーすべり台</td> <td data-bbox="1727 865 1933 909">1回</td> <td data-bbox="1935 865 2128 909">100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 中学生以下が利用する場合は、無料とする。</p>	公園名	施設名	吾妻山公園	ローラーすべり台	公園名	区分	単位	金額	吾妻山公園	ローラーすべり台	1回	100円
公園名	施設名												
吾妻山公園	ローラーすべり台												
公園名	区分	単位	金額										
吾妻山公園	ローラーすべり台	1回	100円										